

R 8 補助金のポイント
<p>○補助対象経費は、こども食堂の新規開設に要した経費です。既存の機器の更新や買い換えは対象外です。</p> <p>○申請される開催場所によって、補助金の上限額が異なります。次のうちどちらにあてはまるかご確認ください。</p> <p>(ア)申請時点において、開催予定である小学校区に、奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂が1団体以上ある場合 →上限200,000円</p> <p>(イ)申請時点において、開催予定である小学校区に、奈良こども食堂ネットワークに加入のこども食堂がない場合 →上限300,000円</p> <p>○他の団体から受けた寄付や補助金でまかなう経費は、補助対象経費から除いてください。</p> <p>○交付決定団体は、別途定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務等を負います。支出証拠書類（領収書等）は、原本の写しと帳簿を一緒に5年間保管してください。また、国や県が現地調査等を行う場合は応じなければなりません（要綱第8条・第9条）。</p> <p>○実績報告の支出証拠書類（領収書等）は、<u>交付決定日から初回開催日までの日付のものが対象</u>です。コピーではなく、原則として原本を郵送してください。</p> <p>○変更交付申請が必要な場合は、当初交付申請額の合計額に30%以上の減額があった場合です。</p>

